

ファブ社会の制度設計と留意点

2015.1.19

総務省・ファブ社会の基盤設計に関する検討会（第1回）

弁護士 水野 祐

tasukumizuno@citylights-law.com

社会システムWGとして議論を整理

- 社会システムWGとして、①ファブ社会関連制度・ルールの抽出、②その措置方法の検討（現行制度、新たな措置）、③解決手法・提言について検討を行っている
- 社会システムWGのメンバーは、以下のとおり
 - 座長 水野 祐（シティライツ法律事務所・弁護士）
 - 委員 平野 晋（中央大学 総合政策学部 教授）
渡辺 智暁（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員 准教授）
 - オブザーバー 新保 史生（慶應義塾大学・個人情報保護分野）
田中 浩也（慶應義塾大学 環境情報学部 准教授）
小林茂（情報科学芸術大学院大学 産業文化研究センター 教授）
林田 大造（JSR株式会社 インキュベーション・プロジェクト リーダー）
- 第1回（ファブ社会における知的財産管理）、第2回（ファブ社会における製造物責任）はすでに終了
- 第3回（ファブ社会における品質保証）はまだ未了（1月22日を予定）

構成

1. ファブ社会における知的財産管理
2. ファブ社会における製造物責任
3. ファブ社会における品質保証（未了）

1. ファブ社会における知的財産管理

オープンソースを活用した仕組み（制度設計）

- ・ ファブ社会の市場・文化の発展やその制度設計には、2次創作を促すオープンソースの思想が欠かせない
（2014年度「ファブ社会の展望に関する検討会」報告書）
- ・ 著作者の権利を適切に保護しつつ、知的財産管理における「活用」フェーズを重視し、2次創作、3次創作といったn次創作を活性化する仕組みの構築が重要になる

ファブ社会における知的財産の枠組み（制度設計）

- ・ ファブ社会においても知的財産に関する法制度の枠組みは、現行のものと基本的には変わらないと予想される。

A. アイデア、コンセプト、ノウハウ

- ・ Public Domain (PD) または（登録すれば）特許権

B. 図面、イラスト、音声、写真、映像、CG・3Dデータ

- ・ 著作権

C. ソフトウェア（プログラム）

- ・ 著作権

D. 実用品・工業製品（の筐体のデザイン）

- ・ PDまたは（登録すれば）意匠権

E. ロゴ、サービスマーク

- ・ PDまたは（登録すれば）商標権

パブリック・ライセンスの活用（制度設計）

- ・ オープンソースを活用するためには、パブリック・ドメインと国際標準のパブリック・ライセンスを積極的に利用した仕組みが望ましい。

A. アイデア、コンセプト、ノウハウ

- ・ Public Domain (PD) または（登録すれば）特許権

B. 図面、イラスト、音声、写真、映像、CG・3Dデータ

- ・ 著作権 ⇒ [CCライセンスver4.0](#) or [CC0](#)（ゼロ）

C. ソフトウェア（プログラム）

- ・ 著作権 ⇒ [GPL](#)、[LGPL](#)、[Apache 2.0](#)、[MITライセンス](#)

D. 実用品・工業製品（の筐体のデザイン）

- ・ PDまたは（登録すれば）意匠権

E. ロゴ、サービスマーク

- ・ PDまたは（登録すれば）商標権

産業財産権のオープン化（制度設計）

- ・ ファブ社会においては、クリエイティブ・コモンズのような契約を活用した産業財産権のオープン化の仕組みが必要ではないか？（Open Registered Rights Licenseの構想）
 - ・ 産業財産権は、本来登録・取得しなければパブリック・ドメイン
 - ・ しかし、近年、産業財産権においても、Google、Twitter、Tesla Motors、最近では日本でもトヨタが特許権に関するオープン化戦略を実行
 - ・ 産業財産権を取得し、最低限防御をしつつ、広くオープンに利活用してもらいたいレイヤーが生まれてきている

フェアユース規定の導入（制度設計）

- ・ ファブ社会においても、パロディやn次創作、そして新しい技術を利用したビジネスを阻害しないための法制度が必要
 - ・ 中山信弘『著作権法（第2版）』P395-408から以下、引用。
 - ・ 「解釈には限界があり、特に技術革新の激しい時代においては、必要に応じて権利制限規定を設けるのでは間に合わず、早急にフェアユース規定を設ける必要があると考える。...ネット・ビジネスは時間との勝負であり、例えば検索エンジンは日米でほぼ同時期に始まったと言われているが、フェアユース規定のないわが国においては複製権・公衆送信権侵害に問われる可能性があり、ビジネスが萎縮したと言われている。...著作権法が存在するためにアメリカと比べてビジネス上のハンディキャップが付くようなことがあってはならない。ネット・ビジネスの起業家にとっては、フェアユースの規定があればリスクを取ってビジネスを始めることができるという点が最大の利点である。」
 - ・ 「立法するとしても、おそらく「正当なパロディは合法である」という程度の一般的な規定しか設けることしかできず、結局、裁判所の裁量に大きく依拠せざるを得ないことになり、それはフェアユース規定を導入してパロディを認めるのと同じようなことになる。そのような観点からは、アメリカのようなフェアユースという一般規定を設け、その中でパロディを扱うことが妥当と考えられる。」
 - ・ 「フェアユース規定を導入するということは、法によるお墨付きを得てから行動するのではなく、まず自己がフェアと考える行動をし、それに異議ある者が現れた場合には法廷で決着をつけるということの意味する。この問題は単に法的安定性を選ぶかあるいは事案に即した柔軟な解決を選ぶかというに留まらず、裁判に対する企業や国民の意識にも関係する問題である。つまりフェアユース規定の新設は、事前規制から事後規制へ、官から民へ、行政から司法へという大きな流れに沿った改正となる。そのために、著作権法のユーザーである権利者、それを利用する企業それらをサポートする弁護士、さらにその条文の解釈を行う裁判官の意識も変わる必要がある。これは単に著作権法の世界だけの問題ではなく、長期低落傾向にあるわが国企業全体として、自己責任でリスクを取るというマインドが必要とされるようになるであろうが、その潮流とも合致するものであろう。この点を見落としたのではフェアユースの本質は見えてこない。」

「実用品」 概念の再考（留意点）

- ・ 「実用品」には原則として著作権が発生されないとされているが、ファブ社会においては、個人が個性の発露して（表現として）制作した「実用品」をどのように取り扱うべきか、再考する必要がある（表現として著作権で保護すべきか？「実用品」として意匠権の保護対象とすべきか？それともこの二項対立自体を見直す必要があるのか）
 - ・ 実用品又は工業製品は、原則として著作物（＝文芸、学術、美術又は音楽の範囲）に該当しない
 - ・ 産業財のデザインは意匠法で保護すべきという立法政策
 - ・ 例外的に、美術工芸品（著2条2項）と「純粹美術と同視できる」応用美術（判例）のみ著作権でも保護される
 - ・ 応用美術とは、実用に供され、産業上利用される美的な創作物等のことをいう
 - ・ 現実として、応用美術か純粹美術かの境界線は非常に曖昧である
 - ・ ファブ社会においては、個人が自己の個性の発露（＝表現）としてモノを制作することが増える
 - ・ これまでは情報と物質との間に距離があったので、「情報＝著作権、物質＝意匠権」と整理しても違和感が少なかったが、3Dプリンティング等の技術により、情報と物質との間の距離がなくなり、物質化された途端に保護されなくなるということに違和感が強くなる可能性
 - ・ 一方で、このような個人が個性の発露として制作する「実用品」に著作権という自動的に発生する、強い権利が発生させると、n次創作や活用の足かせになる可能性もある

オープン化によるリスク（留意点）

- 設計データ等が違法コピーされるリスクの問題は、インターネットを利用する以上、パブリック・ライセンスの利用の有無にかかわらず存在する
- 設計データ等をインターネット上に公開することにより、特許権、実用新案権、意匠権の登録要件である「新規性」が喪失してしまう（特許法29条1項1号、実用新案法3条1項1号、意匠法4条2項）
- 十分に留意したうえで公開をしないと、新規性が喪失し、後になって権利取得ができないリスクがある
 1. 新規性喪失に関する救済規定あり（特許法30条、実用新案法11条1項、意匠法4条）
 - 自己の行為に起因して公知になった場合、公知になった日から6ヶ月以内にその旨を記載して特許出願をすれば、公知にした発明を、新規性、進歩性の判断材料としない扱いを受けられる
 2. 新規性のある重要な部分を公開しなければ、新規性は喪失しない

3Dスキャン、プリンティングに関する権利（留意点）

- ・ 3Dスキャン、プリンティングの際に必要なデータの修正や造形の調整等は、個性の発露たる「表現」とは言えず、著作権では保護されないと考えられる。ただし、「著作物」（創作的な表現、著2条1項1号）と認められる極めて特殊な事情がある場合は著作権で保護される可能性もある。
 - ・ 現状は、3Dスキャニングの際に、取り込んだデータの修整におおくの時間がかかっている（デジタルスカルプター）。また、3Dプリンターを使って造形する際に様々な調整が必要となっている（すりあわせ）。
 - ・ 上記の件は、個人としては情熱とこだわりを持って、様々な工夫を行っているが、著作権が保護する個性の発露たる表現には該当せず、特別な事情がないかぎり、著作権では保護されないと解すべきである
 - ・ 一方、著作権で保護されない場合でも、いかなる行為に財産的な価値を認めるかについては最終的には社会が決めることであり、社会における価値観の変化により、3Dスキャン、プリンティングにおけるデータの加工やすりあわせの技術を、民法の不法行為などで法的に保護することはありうるだろう

2. ファブ社会における製造物責任

ファブ社会における製造とは

- ファブ社会では、モノの設計、製造、流通のハードルが下がり、多くの人に関与する。
- その結果として、従来の企業（生産者）がモノを作り、消費者が利用するという一方通行のモデルが崩れ、消費者と生産者の中間領域たる「（創造的）生活者」が生まれる。
- 完成品だけでなく、未完成品、非完成品、「もどき品」が流通する。
- ハッカブルな商品が普及する。
- 複数の人がコラボレーションし、かつ2次利用、3次利用が進むことから、責任の所在が複雑化、分散化する。

「製造物」 （製造物責任法2条1項） に該当するモノ

- 「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。
 - 「加工」には修理は含まれないが、改造、加工は含まれる、組立は微妙
 - 設置、組立によって新しい属性を製品に加えているかが判断基準になる
- 有体物である必要があり、ソフトウェア自体は含まれない。
 - ただし、ソフトウェアを組み込んだ製品のソフトウェアの不具合は製造物の欠陥となると解されている
- 動産である必要があり、不動産は適用外
- 中古品、廃棄品、再生品も対象になる

「製造業者等」に該当する者

- ・ 「個人利用」の場合には、製造物責任法の対象とはならない。
- ・ ただし、製造物責任法では、販売しているか否かに関わらず、繰り返し行うことで「製造業者等」（2条3項）とみなされる。
 - ・ 製造物責任法における「製造業者等」の定義
 1. 業として製造、加工、輸入した者（1号）
 - ・ 「業として」とは、同種の行動を反復継続して行うこと
 - ・ 有償か無償かは問わない
 2. 製造物に氏名等を表示した者、製造物に製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者（2号）
 3. 実質的な製造業者と認めることができる氏名等を表示した者（3号）

プリンティングが「製造」に該当する

- プリンティングが「製造」（製造物責任法2条3項1号）に該当し、業としてプリンティングを行う3Dプリンティング業者やプラットフォーム、（創造的）生活者等が「製造業者等」として製造物責任を負う可能性がある。
- ただし、瑕疵や欠陥があるデータの作成者など、発生した損害に対して故意又は過失に基づく権利侵害を行った者は、不法行為（民法709条）に基づいて、法的には求償が可能ではある。
- 一方で、大企業にとっては、訴訟リスクよりも評判リスクの方が大きいという指摘も。

特約による免責又は責任限定の可能性

- ・ 製造物責任法の強行法規性の問題
- ・ 免責又は責任限定条項が消費者契約法2条3項にいう「消費者契約」にあたる場合には、不当条項規制(消費者契約法8条~10条)によって無効となる。
- ・ 事業者間で製造物責任法に基づく損害賠償請求権の一部ないし全部を無効とする契約が締結されることがある。事業者取引におけるこのような免責条項は、事案に応じて民法90条の公序良俗違反として契約条項の全部ないし一部が無効とされる可能性がある。
 - ・ EC指令を参照すると、同指令は個人の生命や身体、財産の侵害によって生じた損害を救済することを目的としており、指令に基づく製造者の責任を被害者との関係で制約する免責条項を禁止しています(cf.85/374/EECArt9"Art12)

免責規定（製造物責任法4条）の活用

- ・ 製造物責任法上の免責規定を活用（類推適用）する可能性はないか？

1. 開発危険の抗弁

- ・ 「製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」

2. 部品・原材料製造業者の抗弁

- ・ 「他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと」
- ・ ただし、製造業者等が立証する必要

ファブ社会における製造物責任の緩和策

- ・ 素材、データに関与する者と「製造業者等」に該当しうる者に区別して、双方が注意すべき点などをまとめた「手引書」やガイドラインのようなもので、適切な情報を提供し、リテラシーを高めていくべき。
 - ・ **素材、データに関与する者** (ex.素材提供者、デザイナー)
 1. 免責条項の活用
 2. 「β版」「もどき品」等を明記することにより、「通常有すべき安全性」を有しないことの周知
 - ・ **「製造業者等」に該当しうる者**
 1. 「β版」「もどき品」等を明記することにより、「通常有すべき安全性」を有しないことの周知
 2. 品質を保証する会社による認定制度
 3. 第三者機関によるADRの活用
 4. 個人向けの製造物責任保険の活用

新しい情報基盤に基づく制度設計案

- 情報基盤WSで検討している「ファブカプセル」では、個別固体について、その製造過程がトレースできる仕組みを考えている。
- その情報基盤を活用することで、“デジタル”情報に基づいた寄与度による収益分配、責任の明確化と危険の定量化によるPL保険の拡充、PL裁判の低減が可能になる。

